

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4880418号
(P4880418)

(45) 発行日 平成24年2月22日(2012.2.22)

(24) 登録日 平成23年12月9日(2011.12.9)

(51) Int.Cl. F I
B 4 3 K 23/08 (2006.01) B 4 3 K 9/00 Z

請求項の数 16 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2006-282595 (P2006-282595)	(73) 特許権者	504142639
(22) 出願日	平成18年10月17日(2006.10.17)		エフ・アイ・エル・エー - ファブリカ
(65) 公開番号	特開2007-168903 (P2007-168903A)		イタリアーナ ラピス エ アフィーニ
(43) 公開日	平成19年7月5日(2007.7.5)		エス・ピー・エー
審査請求日	平成20年11月19日(2008.11.19)		イタリア国 ミラーノ ピア ポツツオー
(31) 優先権主張番号	05425905.6		ネ 5
(32) 優先日	平成17年12月22日(2005.12.22)	(74) 代理人	100091351
(33) 優先権主張国	欧州特許庁 (EP)		弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683
			弁理士 中村 誠
		(74) 代理人	100108855
			弁理士 蔵田 昌俊
		(74) 代理人	100075672
			弁理士 峰 隆司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される手動使用の物品用カバー要素、及びそのようなカバー要素を備えた手動使用の物品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される、手動使用の物品(2)用カバー要素(1)であって、前記カバー要素(1)は、

- 中に挿入される手動使用の物品(2)の少なくとも1つのそれぞれの使用部分(2c)を受容するように、少なくとも1つのアクセス開口(4)が設けられる、少なくとも1つの第1の端部(3a)を有する中空のケース(3)と、

- 前記カバー要素(1)と前記それぞれの物品(2)との係合を確実にするために、前記ケース(3)と連結される結合手段と、

を備え、

前記カバー要素(1)は、少なくとも1つの手動作用の効果によって、それぞれの物品(2)に係合する結合状態と、前記物品(2)から分離される解放状態との間の、前記カバー要素(1)のシフトを引き起こす前記ケース(3)に連結される当接手段(5)をさらに備え、

前記当接手段(5)は、前記ケース(3)から外側に、前記カバー要素(1)の長手方向延長部の横に突出する、少なくとも1つの隆起部(6)を備え、前記隆起部(6)は、前記ケース(3)に対して対向する側に存在する第1の当接表面(7)を有し、

前記第1の当接表面(7)は、前記カバー要素(1)の長手方向延長部に対して傾斜延長部を結果として伴い、中空ケースの前記第1の端部(3a)から第2の端部(3b)の方へ向かってスタートし、前記中空ケース(3)から離れて径方向に移動する、ことを特

徴とする、カバー要素。

【請求項 2】

前記第 1 の当接表面 (7) は、ほぼアーチ形の延長部を有することを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 3】

前記第 1 の当接表面 (7) は、エルゴノミック係合で対応する指を受容するために陥凹形であることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の要素。

【請求項 4】

前記第 1 の当接表面 (7) は、少なくとも部分的に円形の周辺エッジ (7 a) を有することを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 5】

前記第 1 の当接表面 (7) の前記周辺エッジ (7 a) は、少なくとも部分的に楕円形の外形を有することを特徴とする、請求項 4 に記載の要素。

【請求項 6】

前記第 1 の当接表面 (7) の形状は、使用者の手 (8) の 1 本の指の指先 (8 a) の形状にほぼマッチすることを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 7】

前記第 1 の当接表面 (7) の形状は、親指 (8 b) の指先 (8 a) の形状にほぼマッチすることを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 8】

前記隆起部 (6) は、前記第 1 の当接表面 (7) と前記ケース (3) との間に、前記ケースに対して、かつ、前記第 1 の当接表面 (7) に対して横に延在する、第 2 の当接表面 (9) を有することを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 9】

前記第 2 の当接表面 (9) は、前記第 1 の当接表面 (7) まわりに周辺に延在することを特徴とする、請求項 8 に記載の要素。

【請求項 10】

前記第 2 の当接表面 (9) は、アーチ形延長部を有することを特徴とする、請求項 8 又は 9 に記載の要素。

【請求項 11】

前記第 2 の当接表面 (9) は、陥凹部であることを特徴とする、請求項 8 に記載の要素。

【請求項 12】

前記第 2 の当接表面 (9) は、前記ケース (3) に接合されることを特徴とする、請求項 8 に記載の要素。

【請求項 13】

前記カバー要素 (1) と、ガーメントの少なくとも 1 つのほぼ平坦な部分との係合のために、前記ケース (3) から延出する、少なくとも 1 つのフックテールピース (10) をさらに備えることを特徴とする、請求項 1 に記載の要素。

【請求項 14】

前記フックテールピース (10) は、前記隆起部 (6) に対して対向する側に前記ケース (3) から延出することを特徴とする、請求項 13 に記載の要素。

【請求項 15】

外側にカバーされることが可能である少なくとも 1 つの使用部分 (2 c) を有する、本体 (2 a) を備える手動使用のための物品 (2) であって、請求項 1 から 14 のいずれか 1 項に記載の少なくとも 1 つのカバー要素 (1) をさらに備えることを特徴とする、物品。

【請求項 16】

ペン又は類似の事務用品であることを特徴とする、請求項 15 に記載の物品。

【発明の詳細な説明】

10

20

30

40

50

【技術分野】

【0001】

本発明は、特に少なくとも1つの流体物質の配置のために設定される、手動使用の物品用カバー要素に関する。

【0002】

本発明は、さらに、上述のカバー要素が設けられる流体物質を配置するための、ペンあるいは類似装置などの手動使用の物品に関する。

【背景技術】

【0003】

本発明は、特に傷つきやすい、及び/又は繊細な部分のために外側カバーを必要とするあらゆる商品分野に、かつ、あらゆる手動使用の物品に用いられるように構成されている。たとえば、事務用品に関して、本発明の物体は、ペン、フェルトペン、マーカー、修正液、接着剤及び/又は類似商品に適用することが可能であり、それらが使用中でないとき、前述の物品の先端を保護する。本発明は、さらに、リップスティック、マスカラ、アイライナー、チューブ又はスティック状の類似製品などの化粧品の分野で、広範囲にわたって使用されることが可能である。本発明の用途は、これが多数の異なるセクターに広がるので、いずれかの特定の商品分野に限定されることができないほど広範囲であることは明らかである。

10

【0004】

上述の物品などの特に傷つきやすい、及び/又は繊細な部分のカバーは、ねじ留め及び/又は嵌め込みによる相互係合を介して一般に適用されるふた、キャップ、プラグ及び/又は類似のカバー要素を通常基にすることは知られている。特に、カバー要素が、それらの使用部分において、それぞれの物品の方へ元に戻されるととき、閉鎖要素は、所望の係合が得られるまで、手動作用を介して本体又は対応する物品にねじ留めされるか、又は、本体又は対応する物品の方へ押し進められるかである。

20

【0005】

対応する物品の方への閉鎖要素の適用が行われるのと同じ方法で、使用部分の解放が、前述の物品が係合した物品から分離されるまで、カバー要素をねじって外すことによって、又は、これを移動して離すことによって、行われる。カバー要素の適用及び解放は、両方とも、2本以上の指を使用して手動で行われ、そのために、対応する手の完全使用が必要とされる。

30

【0006】

物品にねじ係合手段が設けられる場合、前記適用及び解放操作のために、これが、カバー要素に影響を与える手の作用に対して反対方向にこれの長手方向軸まわりに物品に回転を与える際、最初の手を助ける必要があるので、さらに、もう1本の手の使用が必要とされる。これとは反対に、嵌め込みによる係合を行う手段の存在では、物品の本体は、前述の物品の分離を行う手に対して反対方向に引かれることになる。

【0007】

上記の理由に基づき、本出願人は、手動使用の物品用の周知のカバー要素が、それらが通常適用される商品の傷つきやすい、及び/又は繊細な部分を十分に保護するのに対して、それらは、いくつかの欠点を有し、異なる観点のもとに改良されることが可能であることが分かった。

40

【0008】

特に、本出願人は、前記カバー要素が、それぞれの物品からの前述の物品の離脱又は解放と、この操作を行う際の快適さと容易さとに対して、改善されることが可能であることに気付いた。

【0009】

実際に、本出願人は、前述の物品のカバー要素を離脱及び/又は適用させるために、手動使用の本物品が、強制的に両手の使用を必要とすることが分かった。この要件を満たすことは通常きわめて簡単であるのに対して、使用者の少なくとも1本の手が、何らかの理

50

由で、前記操作を行うことができないとき、特に難しくなることがある。換言すれば、1本の手での使用が不可能であることによって、明らかに容易である操作を行うことを難しくさせる。

【0010】

本出願人は、前記カバー要素の適用及び/又は離脱のための本テクニックがさらに容易に行われ、簡素化されることが可能であることに、最終的に気付いた。

【特許文献1】欧州特許公開703096号明細書(E P 0 7 0 3 0 9 6 A 1)

【特許文献2】独国実用新案9115124号明細書(D E 9 1 1 5 1 2 4 U 1)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0011】

本発明の目的は、特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される、手動使用の物品用カバー要素を提供することによって、当技術分野において周知である欠点を回避することであり、それは、簡単で、容易な適用と取り外しとであり、加えて、使用者だけによる1本の手の使用を必要とする。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明によれば、この目的は、説明され、添付の特許請求の範囲に主張される特色による、特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される、物品用カバー要素によって、又は、前記カバー要素が設けられる手動使用の物品によって達成される。

20

【0013】

本発明は、ここでは、限定的ではないが、本発明による、特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される物品用カバー要素、及び/又は前記カバー要素が設けられる手動使用の物品の好ましい一実施形態を示す、添付の図面を参照して説明されている。

【発明を実施するための最良の形態】

【0014】

図面を参照すると、本発明による、特に少なくとも1つの物質の配置のために設定される、手動使用の物品用カバー要素が、全体として参照符号1で確認される。

【0015】

特に、カバー要素1は、事務用品、化粧品、医療処置かつ身体処置用などの物品の分野などの異なる商品分野で見出されることが可能な、手動使用の物品2のあらゆるタイプ(図1と、図3から図5)に使用されるように構成されている。換言すれば、カバー要素1は、少なくとも部分的にカバーされ、保護される物品2の存在がある場合、あらゆる商品セクターにおいて用途を見出すことが可能である。

30

【0016】

特に図1及び図3から図5を参照すると、一例としてここに示され、したがって、本発明を限定する存在のためではない物品2は、ペン、フェルトペン、修正液、接着剤などの円筒形事務用品2であることが好ましい。

【0017】

さらに、図1及び図3から図5を参照すると、物品2は、ほぼ細長い形状の本体2aを備え、その1つの端部2bにおいて、少なくとも1つの使用部分2c(図3に部分的に見られる)を有し、その部分は、使用されていない状態で、前記カバー要素1に少なくとも部分的にカバーされるように構成される。第1の端部2bから対向する側に、物品2は、ほぼ先細になり、かつ円形の構成の第2の端部2dを有し、その断面が次第に減少し、そのために、これは、締めによる係合で、物品自体の使用の間上述のカバー要素1を受容することが可能な部分2eで終端する。

40

【0018】

さらに添付の図面を参照すると、カバー要素1は、ほぼ細長い、先細になる形状の少なくとも1つの中空のケース3を備える。詳細には、中空のケース3は、物品が使用されないとき物品2の使用部分2cを受容するために適切なアクセス開口4が設けられる第1の

50

端部 3 a と、必要な場合、適切なエアレーションポート 3 c (図 1、図 2 及び図 5) が設けられる第 1 の端部 3 a に対向する、第 2 のほぼ円形の端部 3 b とを有する。

【 0 0 1 9 】

カバー要素 1 は、さらに、カバー要素 1 をそれぞれの物品 2 と確実に係合するために、中空のケース 3 と連結される結合手段 (周知であるので図示せず) を備える。結合手段は、カバー要素 1 の起こり得る引き離しを妨げるような方法で、物品 2 の第 1 の端部 2 b に配置されるそれぞれの結合要素 (図示せず) と協働する、少なくとも 1 つのスナップフックシステムを有することが好ましい。

【 0 0 2 0 】

カバー要素 1 は、中空のケース 3 と連結される当接手段 5 を備え、使用者による少なくとも 1 つの手動作用の結果として伴う、これがそれぞれの物品 2 に係合する結合状態 (図 1、図 4 及び図 5) と、これが分離される解放状態 (図 2 及び図 3) との間に、カバー要素をシフトさせることが利点である。

10

【 0 0 2 1 】

添付図面に示されるように、当接手段 5 は、中空のケース 3 から外側に、中空のケース 3 の長手方向延長部の横に突出する、少なくとも 1 つの隆起部 6 の存在を意図している。特に、隆起部 6 は、カバー要素 1 が結合状態 (図 1、図 4 及び図 5) に配置されるとき物品 2 に面する第 1 の当接表面 7 を有する。第 1 の当接表面 7 は、ケース 3 に対して対向する側に存在し、カバー要素 1 の長手方向延長部に対して傾斜延長部を結果として伴うことが好ましい。より詳細には、第 1 の当接表面 7 は、中空のケース 3 から離れて径方向に移動し、中空のケースの第 1 の端部 3 a から、第 2 の端部 3 b の方へ向ってスタートする。

20

【 0 0 2 2 】

再度添付の図面を参照すると、第 1 の当接表面 7 は、アーチ形延長部を有する。前記第 1 の当接表面 7 はほぼ陥凹形であり、陥凹中央領域と、隆起周辺領域とをそれぞれ画定することが好ましい。

【 0 0 2 3 】

図 2 に示されるように、第 1 の当接表面 7 は、ほぼ円形の周辺エッジ 7 a を有し、その外形は、少なくとも部分的に楕円形構成を有する。第 1 の当接表面 7 の形状は、1 本の手 8 の 1 本の指の指先 8 a、好ましくは、親指 8 b の形状にマッチすることが利点であり、そのために、エルゴノミック係合で対応する指を受容するように構成される。

30

【 0 0 2 4 】

隆起部 6 は、さらに、第 1 の当接表面 7 と中空のケース 3 との間に、中空のケースの、かつ第 1 の当接表面 7 の横に延在する、第 2 の当接表面 9 を有する。詳細には、第 2 の当接表面 9 は、ケース 3 の外側表面を接合するために、第 1 の当接表面 7 の周辺エッジ 7 a からスタートして延在する。換言すれば、第 2 の当接表面 9 は、第 1 の当接表面 7 まわりに周辺に延在し、部分的にこれを囲む。

【 0 0 2 5 】

第 2 の当接表面 9 も、アーチ形延長部を有し、陥凹部であることが好ましい。第 2 の当接表面 9 は、中断なく中空のケース 3 と接続され、そのために、第 2 の当接表面 9 と中空のケース 3 の外側表面との間のラインは、触感によって感じられることがないことが利点である。

40

【 0 0 2 6 】

図 5 に示される本発明の別の実施形態によれば、カバー要素 1 は、カバー要素 1 と、ポケット、ループなどのガーメントの少なくとも 1 つのほぼ平坦な部分との係合のために中空のケース 3 から延出する、少なくとも 1 つのフックテールピース 1 0 を備える。

【 0 0 2 7 】

図 5 に示されるように、フックテールピース 1 0 は、隆起部 6 に対して対向する側に中空のケース 3 から延出し、中空のケース 3 の第 2 の端部 3 b から中空のケース 3 の第 1 の端部 3 a の方へ向って突出し、アクセス開口 4 に近接する位置で終端する。

【 0 0 2 8 】

50

構造に関して主として上記に説明される本発明の操作は、以下のとおりである。

【0029】

図3に示されるように、上述のカバー要素1が設けられる物品2が使用されるとき、これは、親指8b以外のすべての指が物品2の本体2aを囲み、これのまわりに近接されるように1本の手8で把持されることが可能である。この位置において、親指8bは、当然のことながら、カバー要素1のケース3の隆起部6にあることが利点である。結果として、親指8bは、第1の当接表面7に置き、これの特定の形状は、使用者の指とカバー要素1との間の相互適合の最良の関係を確実にする。

【0030】

物品2から離れるようにカバー要素1を移動しようとする(方向矢印「A」によって図3に確認される)適切なスラスト作用を結果として伴い、前記カバー要素1は、物品の使用部分2cから離れて移動する物品2の長手方向軸に沿って平行移動する。

【0031】

明らかに、第1の当接表面7の形状により、十分な強度のスラスト作用が、親指8bによって行われることを可能にし、カバー要素1の結合手段によって発生する抵抗を解消し、結合状態から解放状態へカバー要素自体1をシフトさせる。

【0032】

カバー要素1の分離は、前記物品2の本体2aを囲み、これを保持する使用者の指によって容易に行われる。

【0033】

これとは反対に、図4を参照すると、解放状態から結合状態へのカバー要素1のシフトは、解放方向(図4の方向矢印「B」)に対して対向する方向にカバー要素1に加わる別のスラスト作用によって生じる。この状態のもとに、使用者の手8は、物品2のまわりに近接状態に維持されるが、親指8bは、周辺エッジ7a全体にわたってあり、第2の当接表面9に支承し、第2の当接表面9を要素2の方へ向って押し進める。カバー要素1は、結合手段がカバー要素1と要素2との間に確実な係合を生じるまで、要素2に近接して移動する。

【0034】

図5に示される実施形態を参照すると、カバー要素の操作は、変更されていない。しかしながら、フックテールピース10の存在のために、使用者のガーメントへの、物品2と結合されるカバー要素1の適応が、可能とされる。

【0035】

本発明は、周知の技術において見出される問題点を解決し、意図された目的を達する。

【0036】

まず、上記に説明されるカバー要素の当接手段の特定の構造のために、これをそれぞれの物品から解放するための操作は容易に行われる。

【0037】

加えて、前記当接手段は、さらに、カバー要素と対応する物品との間の結合操作を簡素化するのに使用されることが可能である。

【0038】

いっそう詳細には、カバー要素を解放する、及び/又は結合するための操作は、簡単に迅速な動きによって、1本の手だけの使用を介して行われることが可能であることが利点である。換言すれば、設計されるような閉鎖要素により、もう1本の手の力を借りずに、それぞれの物品の使用部分からの分離を可能にし、そのために、両手を物理的に利用することができないあらゆる使用者の使用が容易になる。

【図面の簡単な説明】

【0039】

【図1】本発明による、手動使用のためのそれぞれの物品に適用されるカバー要素の斜視図である。

【図2】前の図に見られ、ここにだけ表わされる要素の斜視図である。

10

20

30

40

50

【図3】手動式スラスト作用によって行われる、前の図に見られるカバー要素の解放を示す概略図である。

【図4】1つの引き起こされる解放とは反対の手動式スラスト作用によって行われる、カバー要素とそれぞれの物品との間の結合操作の概略図である。

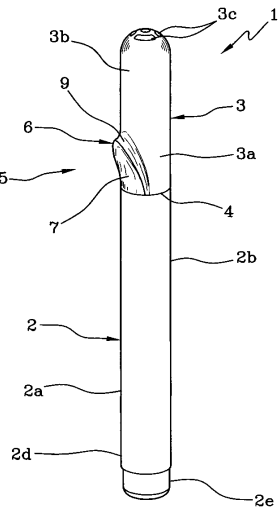
【図5】本発明によるカバー要素の別の実施形態の立面図である。

【符号の説明】

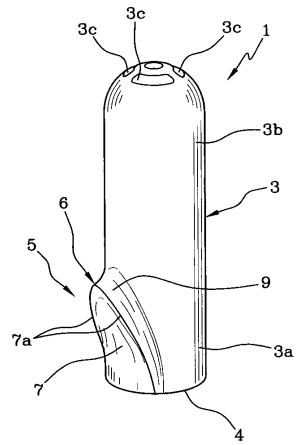
【0040】

- | | | |
|---------|------------|----|
| 1 | カバー要素 | |
| 2 | 物品 | |
| 2 a | 本体 | 10 |
| 2 b、3 a | 第1の端部 | |
| 2 c | 使用状態 | |
| 2 d、3 b | 第2の端部 | |
| 2 e | 部分 | |
| 3 | 中空のケース | |
| 3 c | エアレーションポート | |
| 4 | アクセス開口 | |
| 5 | 当接手段 | |
| 6 | 隆起部 | |
| 7 | 第1の当接表面 | 20 |
| 7 a | 周辺エッジ | |
| 8 | 1本の手 | |
| 8 a | 指先 | |
| 8 b | 親指 | |
| 9 | 第2の当接表面 | |
| 10 | フックテールピース | |

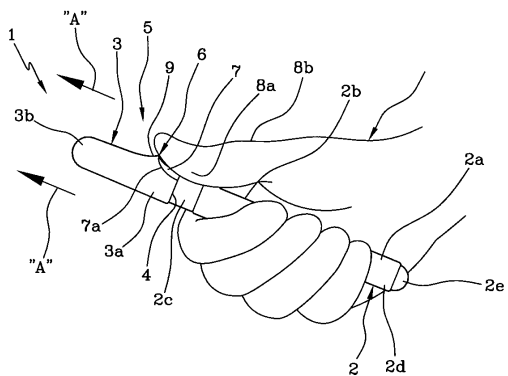
【 図 1 】



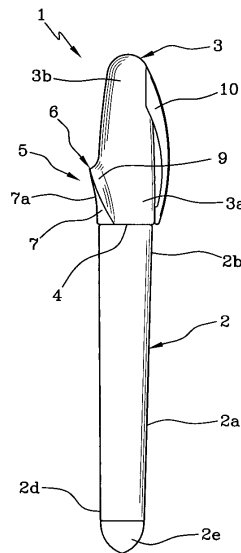
【 図 2 】



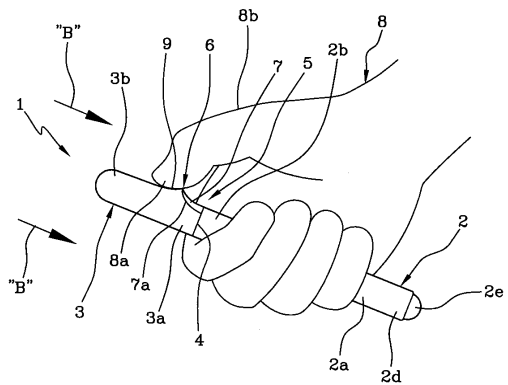
【 図 3 】



【 図 5 】



【 図 4 】



フロントページの続き

- (74)代理人 100109830
弁理士 福原 淑弘
- (74)代理人 100095441
弁理士 白根 俊郎
- (74)代理人 100084618
弁理士 村松 貞男
- (74)代理人 100103034
弁理士 野河 信久
- (74)代理人 100140176
弁理士 砂川 克
- (74)代理人 100092196
弁理士 橋本 良郎
- (74)代理人 100100952
弁理士 風間 鉄也
- (72)発明者 フランコ・コント
スイス国、6900 ルガノ、ピア・サッギニ・ダ・ピッソネ 9
- (72)発明者 ギアンカルロ・ボッザーニ
イタリア国、20132 ミラノ、ピア・パドバ 353

審査官 柳本 幸雄

- (56)参考文献 登録実用新案第3018496(JP,U)
特開2003-072284(JP,A)
特開平08-112994(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B43K 23/08
B65D 41/16